

大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業の 提案にかかる留意事項及び提出書類について

<留意事項>

- ▼事業提案にあたっては、「公募要領」「大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金交付要綱」に定められた内容及び下記に記載する事項を遵守してください。
- ▼環境省「平成25年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業の取扱いについて」（以下、環境省資料）が、平成27年3月に改定されましたので、熟読の上、事業を実施してください。
- ▼その他、下記に記載する留意事項について遵守してください。なお、交付決定前に着手（契約等）を行った事業は、補助対象外となります。

■公募結果・事業着手について

- ▼公募結果の内示については、本事業に係る本府の9月補正予算の成立または27年度事業費の入札残額の発生を条件とします。よって、本府の予算が成立しない場合または27年度事業費の入札残額が内示した事業費に満たない場合は、内示の効力は発生しません。
- ▼内示した事業については、11月の議決後及び27年度事業費の入札残額の発生次第、入札残額の判明の都度、交付申請の手続きを行っていただきます。
- ▼交付決定前の事業着手（契約等）は補助事業の対象外となります。事業の実施（着手）は、交付決定を受けてから行ってください。

■太陽光発電設備・蓄電池設備の導入について

- ▼環境省資料 問31の記載内容を踏まえ、災害時に必要な電力と機能を確実に確保できる蓄電池を選定するよう留意してください。

■補助対象設備について

- ▼以下に示す機器や工事等は、補助事業の対象外です。交付申請までに改めて確認を行ってください。

【対象外設備】

- ・ スタンド・アロン型の蓄電池設備（別添参照）
- ・ 停電時に太陽光発電の自立運転モードに**手動**で切り替えるシステム
- ・ パワーコンディショナーの**サービスコンセントから蓄電池に接続するなど充電能力に限界があるシステム**
- ・ **可搬**可能な蓄電池
 - ※可搬可能な蓄電池であっても、可動部分を外し固定する場合には対象となります。
- ・ 発電量を表示する啓発用モニター
- ・ **パソコン単体の導入やパソコンをシステムに接続するための材料費・工事費等**
（環境省資料 問51を参照のこと。）

※平成27年3月以降、発電量等の事業効果を把握するための計測器と一体となったパソコンは補助対象となりましたが、具体的には大阪府にご相談ください。

■屋上防水工事の対象範囲について

▼屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事については、必要最小限の範囲以外は対象外となります。(環境省資料 問66を参照のこと。)

※必要最小限の範囲については、鉄骨材(架台支持材)の一定の周囲部分(根拠が必要)となります。

■蓄電池の耐震性確保について

▼蓄電池についても、地震時に移動又は転倒して破損する恐れがあることから、地震時の際にも機能維持を維持できるように耐震性を確保してください。(環境省資料 問68参照のこと。)

※蓄電池の設置に当たっては「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」(建設大臣官房官庁営繕部監修)、「建築設備耐震設計・施工指針」(国土交通省国土技術政策総合研究所監修)等に基づき、耐震設計計算を行った上で実施してください。(重要機器、Sクラスが求められています)

耐震性が確保されないことが判明した場合は、手直し工事等の是正措置を求めることもあります。

■街路灯の風圧加重について

▼街路灯については、各種基準に基づき風速60m/sに耐えうる基礎にて設置すること。(別添参照)

■再生可能エネルギー等設備の導入費用等の妥当性

▼「再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領」(環境省資料)第3の3に記載のとおり、再生可能エネルギー等設備の導入費用等の妥当性を有するようご注意ください。

【参考】「再生可能エネルギー等導入推進基金事業 実施要領」の抜粋

3. 再生可能エネルギー等設備の導入費用等の妥当性

再生可能エネルギー等設備の導入費用等については、以下を踏まえた妥当性を有さなければならない。

妥当性を著しく欠く場合、環境省は是正を指示することができるものとする。

- ① 導入時に販売等されている設備等の価格を参考に、発電量等の単位あたりの価格の妥当性を精査すること。
- ② 市場価格の推移を適宜把握し、価格設定の参考とすること。
- ③ 設備等の性能や稼動実績を精査すること。

■提出書類について

▼提出書類は、以下のとおり作成、添付してください。

(1) 事業提案書(様式第1号)

- ・事業選定の資料となりますので、出来る限り詳細に記入をしてください。
- ・金額に誤りがないようご注意ください。

(2) 設置箇所位置図

- ・目印となる最寄駅等が記載されている地図に、導入(予定)施設の位置をマーキングしてください。

(3) 導入(予定)施設の概要(施設の概要が確認できる書類、平面図)

・平面図には、施設内のどの場所に再エネ設備等を設置するのかが分かるようにマーキングしてください。

(4) 導入しようとする再生可能エネルギー等設備の設計図面（設計図面を作成しない場合又は今後作成する場合においては、再生可能エネルギー等設備の概要が確認できる書類等）

・設計図面がない場合は、設備のパンフレットでも構いません。

(5) 支出予定額を確認できる設計積算書、見積書その他の書類

・事業提案書に記載する額の根拠となるものを提出してください。

(6) 災害発生時に電力会社からの電気が遮断された際に、導入予定施設において、最小限の機能を維持するために必要な設備能力であることが確認できる書類（前年度の電力使用量を確認できる書類、平常時の配線系統図、電気供給遮断時の配線系統図、災害発生時の使用機器類の使用電力量を確認できる書類等）

・「前年度の電力使用量を確認できる書類」は、平成 25 年度の使用量（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月分）を提出してください。

・電気設備の「平常時の配線系統図」及び「電気供給遮断時の配線系統図」は、「単線結線図」を提出してください。（現時点で作成できる範囲で構いません。）

・「災害発生時の使用機器類の使用電力量を確認できる書類」は、様式「災害時の使用電力量」を作成の上、提出してください。

(7) 災害発生時において避難者等を収容する区画に最低限必要な熱を供給することができることが確認できる書類（熱供給設備及び熱配管系統図等）

・導入しようとする設備が熱利用設備の場合に限り提出してください。

(8) 大阪府又は市町村が策定する地域防災計画に位置付けられた又は災害時の支援に関する協定を締結したことがわかる資料の写しなど、導入（予定）施設が災害時において地域の防災拠点となり得る施設であることが確認できる書類

・現時点で位置付けられていない場合は、提出不要です。

※ただし、事業完了後において、要件を満たしていない場合は、本基金事業の対象外となりますので、ご注意ください。

(9) 導入（予定）施設が耐震性を有することが確認できる書類

・昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認を得て建築された建築物は、そのことが分かる書類（建築の検査済証等）を提出してください。

・昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築確認を得て建築された建築物は、耐震診断の結果「耐震性を有する」こと、または、耐震改修を実施し、「耐震性を有する」ことが確認できる書類を提出してください。

・今後、耐震改修を行う場合、改修の概要とスケジュールを提出してください。

(10) 導入（予定）施設のカラー写真（施設全景、設備導入場所）

・カラー写真には、どの場所に設備を導入するのかが分かるようマーキングしてください。

(11) 導入（予定）施設が自らの所有物であることを確認できる書類（自らが所有する施設ではない場合、補助対象施設の所有者に同意を得たことがわかる書類）

・登記簿抄本等（建物に関する事項が記載しているもの）を提出してください。

・公共施設については、条例の写し等でも構いません。

・新築予定の場合、建築確認申請を行った際の建築の確認済証等を提出してください。